論説



谷　重幸*

●地方自治と土木技術者●

旧憲法のもとにおける市長は，市議会の推薦に基づき勅裁を経て内務大臣が認可することとされていたが，新憲法はこれを住民の直接選挙によるものとした．その結果，任期である4年ごとに市長の支持母体が変化したりしなかったりで，その性格が変わり，したがって，その政策についても変動があることは免れないこととなっている．もう一つは，住民の自治意識の高まりと，それに伴って生ずる地方自治行政への多岐にわたる要求，および，その要求を当然のこととして実現させようとする圧力があることである．これは主として国の施策ではまだ手の及ばない分野に属する事柄が多く，地方自治体の職員がどう対処すべきであるかに最も頭を悩ますものの一つである．

このような地方行政の変遷の中で，地方自治体に職場をもつ土木技術者にとってもう一つやっかいな問題がある．それは環境保全への強い住民意識が一般化していることである．日本の都市建設は絶対的に不足する公共土木施設の整備改善が主たる命題であり，将来の環境改善を担保に営々と努力を積み重ねてきたが，その効果は数年もしくは十数年後でなければ表われない．現に生活している住民にとって環境の改悪だとする批判を招きがちであり説得力の有無がことの成否を決することになる．

土木技術者が地方行政の中で占める分野は大きい．居住環境の整備という面のみからいっても，都市計画をはじめ，道路あり，公園あり，下水道ありで，多くの分野にわたる仕事がある．特に，都市における土木事業は人口集中地区であるだけに，計画し，施行し，完成に至るまで，すべてなんらかの形で住民の利害を伴う．したがって，一つの事業を完成させるために土木技術者に要求されることは，単に技術的に優れた知見を有することが必要であるばかりではなく，事業の及ぼす影響や効果に対する適確な判断や，具体的な環境対策などが明確にされていなければならない．特に行政の末端に近いほど住民と直接することが多くなる．都市における土木行政の第一線に位置する者の日常は，住民と接することにあるといっても過言ではない．

私どもの若い時代は，学校で習得した机上論を実地にあてはめて技術的な勉強を積み重ねることで十分であった．今は，私どもの仕事がどんな意味を持ち，具体的にどのような効果を発揮するか，どんな影響を及ぼすかについても，上層幹部ばかりでなく，第一線の技術者が把握しておることが望ましいことになっている．

そこで，地方行政に携わる土木技術者諸君に私は次のようなことを望みたい．

その一は，首長の政策がどのようであろうと，近代都市が要求する公的施設の中味は変わらない．土木事業は住民の日常生活(居住，労働，レクリエーションなど)を可能にする基礎的な事業であるからである．保守も革新もないことを，しっかりと把握しておく必要がある．

その二は，申すまでもなく専門分野の研鑽(けんさん)を怠らないことである．特に，密集地域の土木工事は，従来のやり方ではもはや施行が困難である．地下鉄のような施設でも必ずしも無条件で歓迎されることはない．新しい分野の開拓に常に意を用いることである．

その三は，環境保全のためにとる手段自身がまた住民の反撃をくうこともあることを知らなければならない．幾つかの手段，方法を考えておかなければならない．予算がないという説明は，もはや陳腐なものである．幅の広い説得力を平素から養うよう心掛ける必要があろう．

その四は，土木事業は土木技術者だけの特殊な分野ではなくなっているということである．情報網の発達した今日では，住民は各地の実情に詳しくなっている．むしろ，住民が土木技術の分野に足を踏み入れている時代である．私どもも住民の中へ足を踏み入れなければなるまい．

以上の4点のほかにもいろいろあろうかと思うが，平素頭にある主要なことについて申し述べた次第である．

* 正会員　名古屋市役所　助役